



運動会の組体操について

2019年6月 町田市議会議員 矢口まゆ

平成26年の組体操による医療機関受診者数8千件以上

組体操による災害共済給付の支給件数(平成26年度)

「組体操による事故」の「運動中の事故」に占める割合

・障害見舞金	小学校 10.5%	中学校 2.4%		
・医療費	小学校 6.6%	中学校 0.7%	高等学校 0.2%	

	死亡見舞金	障害見舞金	医療費 (負傷・疾病)	合計
小学校	0件	2件(10.5%)	6,289件(6.6%)	6,291件(6.6%)
	[2件]	[19件]	[94,896件]	[94,917件]
中学校	0件	2件(2.4%)	1,885件(0.7%)	1,887件(0.7%)
	[9件]	[82件]	[273,024件]	[273,115件]
高等学校	0件	0件	418件(0.2%)	418件(0.2%)
	[5件]	[115件]	[211,564件]	[211,684件]
合計	0件	4件(1.9%)	8,592件(1.5%)	8,596件(1.5%)
	[16件]	[216件]	[579,484件]	[579,716件]

※()は、学校における運動中の事故に占める割合

[]は、学校における運動中の事故の支給件数

4

(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータより

ちなみに...

2016年にスポーツ庁が組体操の安全対策を求める通知をだした事で事故は減少。

それでも、2016年度の支給件数は5千件超。

過去をさかのぼると、69～16年度で9人が死亡、102人が後遺障害を負っている。

町田市教育委員会でも、事故防止の徹底に取り組んでいる。

- 1 対 象 いわゆる「ピラミッド」や「タワー」、跳んできた児童・生徒を受け止める技等を実施したいとする意向がある学校
- 【指導計画提出の目安】
- ・ピラミッド⇒3段を超えるもの
 - ・タワー⇒2段を超えるもの
 - ・跳んできた児童・生徒を受け止める技
 - ・一人の肩の上にもう一人が立つ技(いわゆる「人間起こし」)
 - ・立った状態で2人分を超える高さの技

危険度の高い技を実施する学校については、運動会の一ヶ月前までに指導計画の提出が必要としている。

提出された指導計画は教育委員会の指導主事がチェックし、実際に練習場所にも確認に行く。



二段ピラミッドのイメージ



三段タワーのイメージ

組体操などの安全対策について、町田市教育委員会から学校長への通知

2019年4月18日(木)
定例校長会資料 指導課 No.9



19町教学指第43号
2019年4月1日
7-3-1

町田市立小・中学校長 様

町田市教育委員会
指導課長 金木 圭一

町田市立小・中学校の運動会等における安全対策について(通知)

このことにつきましては、2017年4月3日付17町教学指第20号において通知させていただいているところです。
各学校におかれましては、本方針に基づき、事故防止の徹底について、よろしくお願いたします。
また、今年度、組体操を実施する学校につきましては、必要に応じて、下記のとおり指導計画をご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対 象 いわゆる「ピラミッド」や「タワー」、跳んできた児童・生徒を受け止める技等を実施したいとする意向がある学校
- 【指導計画提出の目安】
- ・ピラミッド⇒3段を超えるもの
 - ・タワー⇒2段を超えるもの
 - ・跳んできた児童・生徒を受け止める技
 - ・一人の肩の上にもう一人が立つ技(いわゆる「人間起こし」)
 - ・立った状態で2人分を超える高さの技
- 2 提出文書 組体操指導計画(別紙「組体操指導計画(例)」参照)
- 3 提出方法 電子メールによる。
- 4 提出先 [Redacted]
- 5 提出期限 運動会当日の1か月前
- 6 その他 4月19日(金)に開催される「体力向上担当者研修」において、組体操の実技研修を行います。今年度、組体操を実施する学校は、1名以上が必ず参加するようお願いいたします。詳細は、後日送られる通知でご確認ください。

(写)

2017年4月3日
7 - 3 - 1

町田市立小・中学校長 様

町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

町田市立小・中学校の運動会等における安全対策について（通知）

このことについて、町田市教育委員会では2016年4月5日付16町教学指第15号において通知させていただきました。また、組体操等への都教育委員会の対応方針について、東京都教育委員会教育長から別添写しのとおり平成28年12月22日付28教指企第1140号により通知がありました。

このような経緯を踏まえ、2017年度以降の運動会の実施につきましては下記のとおり方針を定めましたので、各学校においてはこの方針に基づき、事故防止の徹底方お願いいたします。

記

1 各小・中学校において組体操を実施する場合は、その目的を明確にし、児童・生徒の運動経験及び運動能力等の実態に応じて安全に十分配慮した計画を立て、複数の教職員による安全管理体制を整えた上で実施すること。また、4月に行われる組体操実技研修会に1名以上が必ず参加し、自校で伝達研修を行うこと。

2 各小・中学校においては、いわゆる「ピラミッド」や「タワー」等、跳んできた児童・生徒を受け止める技といった大きな事故につながる可能性のある技については、原則として禁止することとする。但し、児童・生徒の体力の実態等を踏まえ、その教育的意義、学校経営上の位置付けを確認するとともに、教員の指導経験、指導技術、指導体制等を点検、確認した上で、実施したいとする意向がある場合は、安全を最優先した組体操指導計画を作成するとともに、運動会当日の1か月前までに町田市教育委員会に提出し協議を行う。

また、事前に、児童・生徒や保護者、地域に対し、「組体操」を実施する目的、指導内容・方法、安全対策等について説明し、理解を得る。

3 各小・中学校においては、サボテンや肩車、補助倒立等でも事故が発生していることを踏まえ、児童・生徒の運動経験及び運動能力等の実態に応じて事故につながる可能性がある危険度の高い技については、特に慎重に選択すること。

4 各小・中学校においては、運動会等で実施する騎馬戦やムカデ競争、棒倒し等その他の種目についても学習指導要領に則って各種目の必要性や妥当性について検討するとともに、起こりうる事故をあらかじめ想定し、事故未然防止の観点で指導計画を策定して複数の教職員による安全管理体制を整えた上で実施すること。

→指導計画に記入された保護者への説明日は、ほとんどの学校が指導計画の提出後である。しかも、その内の数校では、反対意見はゼロと断言。まだ説明していないのに…?

では、指導計画書の内容は？

- 提出期限が過ぎている学校
- 地域への説明機会については基本的に言及無し。(しかし複数校で地域からの反対意見が無いと断言)
- 保護者へはおたよりで説明。そのおたよりは指導計画の提出後に出す。(しかし、指導計画では保護者からの反対意見は一件もないと複数校が断言。)
- 過去の事故に対する再発防止、具体的な記入一校のみ。(過去にどんな事故があって、どんな再発防止を取っているのが最も重要では)

		運動会・体育祭実施日	5月25日(土)
		校庭	
		生年度、演、けがの状	直近6年以内 なし
場所			
過去の事故事例／骨折	事故発生年度、演技種目、けがの状況等	再発防止に向けたその後の取組	
	※過去3年間 組体操による大きなけがは無し	※今年度も引き続きけがの防止に努め、安全面に関する指導を十分にしていく。	

組体操実施についての提案

- 保護者や地域、児童生徒からの反対の声が無いと断言する学校が多いが、リスクや過去の事故事例は説明したのか。過去の重大事故の事例から、どのような事故防止に取り組むのかと言う説明ができていなければ、「反対の声は無い。みんな楽しみにしている。」と断言してはいけないのではないか。
- また、指導計画についても保護者や地域、児童生徒と共有するべきではないか。学校HPに掲載し、他校の状況も確認できるのが望ましいと考えるがどうか。
- 練習で“落ちる練習”が安全にできないのであれば、それは事故が起きた時に重大事故になると考える。教育委員会の方針として、タワーなど高さが出るものは“安全に落ちる”事ができる生徒のみが実施すべきと考えるがどうか。
- 学校によって、技の危険度について認識が違い、補助人数も違う。補助人数や危険度の判断は学校ではなく教育委員会で行うべきではないか。